

管理者の恣意＝社員管理を変える 第1回口頭弁論で斉藤書記長

組合員のみなさん！ 国労・ユニオン組合員のみなさん！

J R 東海労東二運分会 斉藤書記長に対する報復処分の撤回を求める裁判が、8月3日、東京地方裁判所で行われました。裁判と報告集会には新幹線地本はもとより、他地本組合員、OBを含めて70名程が集まり、斉藤書記長と共に管理者の恣意的判断を許さない闘いの決意をかためました。

法廷には、J R 東海労組合員33名が傍聴として入りましたが、なぜか東二輪の管理者は誰一人として姿を現しませんでした。被告は小川科長ではなく「東海旅客株式会社」だからなのでしょう。まったく寂しい状態でした。

私が 裁判を と決意したのは！

斉藤書記長は、なぜ裁判で闘おうと決意をしたのかを意見陳述しました。

『私があえて裁判を起したのは、単に私の名誉を回復したいからだけではありません。今、私たちの職場では、会社＝管理者の恣意で社員の管理が行われるということが常態化しています。私は、このような社内風土を、私の裁判を通じて弾劾し、変えていきたいのです。J R 東海会社では、常日頃から、管理者がシロといったらシロ、クロといったらクロとなり、社員はこのような管理者の言うとおりに従わなければならないという風潮が蔓延しています。人事上の評価も、処分もことごとくそうなのです。このため職場の空気は、上ばかりを気にし、社員は萎縮し、管理者にとがめられないようにキュウキュウとしています。このようなままでは、第二の福知山線事故を招くことは必至だと思えます。私はこのような悪弊を変えたいのです。このことがあえて裁判を起こした最大の理由です』と、J R 東海会社＝職場の現実を力強く裁判長に訴えました。

組合員のみなさん！ 国労・ユニオン組合員のみなさん！

安全をも無視した恣意的な社員管理を変え、働きやすい職場にするために声を出しつづけましょう！

第2回口頭弁論は 10月5日 13時15分 527号法廷